

3-1 株式総説

1【意義および趣旨】

株式とは、細分化された割合的単位の形をとる株式会社の社員たる地位をいう。

細分化の趣旨は、零細な資本しか有しない者の出資を促進するためであり、割合的単位をとる趣旨は、社員の地位から個性を喪失させることによる会社・株主間の法律関係の簡易な処理と、社員の地位の譲渡による投下資本の回収を実現するためである。

2【株主の義務と権利】

1. 株主の責任(会法104、**株主有限責任の原則**)

株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

⇒ 株主は引受価額の出資義務を負うだけであり、これ以外の義務を負わない。

2. 株主の権利(会法105)

(1) 自益権と共益権

①自益権(会社から経済的利益を受けることを目的とする権利)

- ・ 剰余金配当請求権(会法105①一)
- ・ 残余財産分配請求権(会法105①二)

なお、この両方の全部を与えない旨の定款の定めは無効である(会法105②)。

②共益権(会社の管理運営に参加できる権利)

- ・ 株主総会における議決権(会法105①三)

(2) 単独株主権と少数株主権

単独株主権とは、株主権利のうち、持株数に関係なくすべての株主が行使できる権利をいう。一方、少数株主権とは、株主権利のうち、一定数(または一定割合)以上の議決権を有する株主のみが行使できる権利をいう。

濫用防止の観点から、共益権に属する権利のうち、いくつかの監督是正権が定められている。

3【株主の資格と員数】

株式会社が社員の個性を重視しない物的会社であることの当然の帰結として、株主の資格には格別の制限は存在しない。したがって、自然人でも法人でも株主になれる。また、株主の員数に制限はなく、1人でも数人でもよい。

4【株式の共有】

1. 株式不可分の原則

株式は株主の地位の単位であるから、1個の株式をさらに小さい部分に分割することは、原則として許されない。これを株式不可分の原則という。

2. 株式の共有(会法106)

株式の共有とは、1個(または数個)の株式が数人に帰属している状態をいい、数人が共同して株式を引受けた場合や、数人が株式を共同相続した場合に生じる。

株式が共有状態にあるときには、

- ① その中の1人を権利を行使すべき者として定め
- ② その者の氏名(または名称)を株式会社に通知しなければ

権利を行使することができない(株式会社が権利行使に同意した場合は、権利行使可)。

5【株主平等の原則】

1. 株主の平等(会法109①)

株式会社は、株主を、その有する株式の内容および数に応じて、平等に取り扱わなければならない。これを株主平等の原則という。

2. 違反の効果

株主平等の原則に反する株式会社の行為は、「決議内容が法令に違反する」ことにあたるため、当然に無効である(⇒ 訴え等(ex. 「株主総会決議無効確認の訴え」)は不要)。

3. 株主平等の原則の例外

(1) 内容の異なる種類の株式(会法108)

①種類株式発行会社以外

発行する株式の内容は同じ ⇒ 各株式の内容が平等である(本来)

②種類株式発行会社

発行する株式の内容が異なる ⇒ 同一種類の株式の権利内容は同じ

⇒ 同じ内容の株式に関してはその取扱が平等である

※ 内容に「応じて」平等であるから、株式の内容についてまで株主平等の原則は及ばない。

(2) 閉鎖会社における属人的な権利の定め(会法109②)

閉鎖会社では、次の株主の権利について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

①剰余金の配当を受ける権利(会法105①一)

ex. 株主ごとに異なる配当

②残余財産の分配を受ける権利(会法105①二)

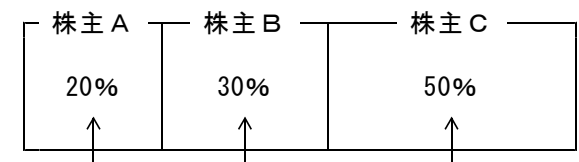
ex. 株主ごとに異なる内容

③株主総会における議決権(会法105①三)

ex. 1株主1議決権

また、この定款規定がある場合には、その株式を「内容の異なる種類の株式」とみなして、第2編(株式会社)および第5編(組織再編等)の規定を適用する(会法109③)。

したがって、第7編(雑則)の規定の適用はないので、その旨の登記はできない。



閉鎖会社では、株式全部に譲渡制限が付されている ⇒ 内容の異なる種類の株式を安定株主に発行していることと、実質的に同じ。

※ 新たにこの定款規定を設けるには、株主総会の特殊決議が必要。

(3) 取扱いの平等に関する例外

①少数株主権の要件や株式保有期間の要件(会法297、会法433、会法847、会法360)

②1株未満の端数の処理(会法234)

③単元株制度(会法188)

3-2 種類株式

1 【株式の内容についての特別の定め】

1. 全部の株式に共通して定めることができる事項(会法107①②)

株式会社は、発行する全部の株式の内容として、次の事項を定めることができる。

(1) 株式譲渡制限(会法107①一)

その株式の譲渡による取得について、その株式会社の承認を要すること。

(2) 株式取得請求権(会法107①二)

その株式について、株主がその株式発行会社に対してその取得を請求することができること。

(3) 株式取得条項(会法107①三)

その株式について、その株式の発行会社が、一定の事由が生じたことを条件として、これを取得することができること。

2. 定款記載事項(会法107②)

株式会社が、発行する全部の株式の内容として特別の定めを定めた場合は、各々所定の事項を定款で定めなければならない。

(1) 株式譲渡制限(会法107②一)

①その株式を譲渡により取得することについて、株式会社の承認を要する旨

②一定の場合に株式会社が承認をしたものとみなすときは、その旨およびその一定の場合

(2) 株式取得請求権(会法107②二)

①株主が株式会社に対して自己の有する株式を取得することを請求することができる旨

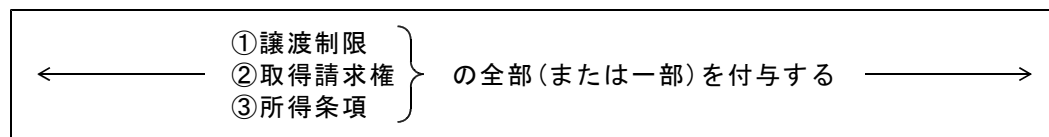
②株式1株の取得と引換えに以下の財産を交付するときは、各々の事項

- ・その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。)
 - その社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の新株予約権(新株予約権付社債を除く。)
 - その新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の新株予約権付社債
 - 新株予約権付社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
 - 新株予約権付社債に付された新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の株式等(株式、社債および新株予約権)以外の財産
 - その財産の内容および数もしくは額(またはこれらの算定方法)
- ③株式会社に対してその株式を取得することを請求することができる期間

(3) 株式取得条項(会法107②三)

- ①一定の事由が生じた日に、株式会社がその株式を取得する旨およびその事由
- ②株式会社が別に定める日が到来することをもって株式の取得事由とするときは、その旨(取締役会設置会社では、原則として、取締役会の決議により取得する日を定める)
- ③株式の取得事由が生じた日に、その株式の一部を取得することとするときは、その旨および取得する株式の一部の決定の方法
- ④株式1株の取得と引換えに以下の財産を交付するときは、各々の事項
 - ・その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。)
 - その社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の新株予約権(新株予約権付社債を除く。)
 - その新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の新株予約権付社債
 - 新株予約権付社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
 - 新株予約権付社債に付された新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
 - ・その株式会社の株式等(株式、社債および新株予約権)以外の財産
 - その財産の内容および数もしくは額(またはこれらの算定方法)

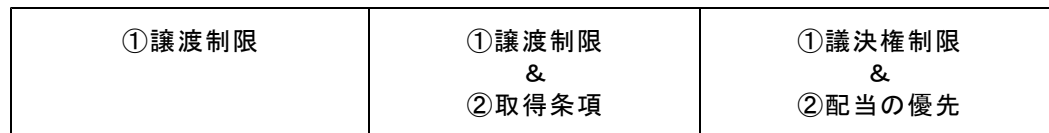
※ 株式の内容についての特別の定め



↑
内容が同じ株式

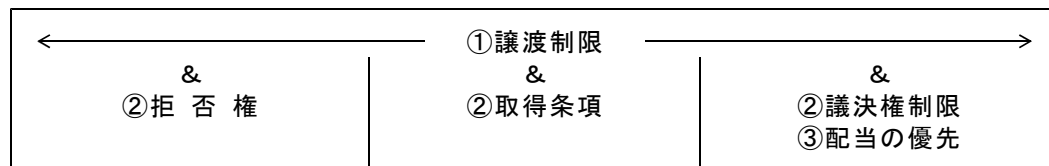
※ 内容の異なる株式(種類株式)

case 1



↑
内容の異なる株式

case 2



↑
内容の異なる株式

2【内容の異なる株式(種類株式)】

1. 種類株式の概要(会法108①)

株式会社は、内容の異なる複数の種類株式を発行することができる。ただし、公開会社および委員会設置会社では、取締役または監査役選任権付株式を発行することはできない。

- (1) 剰余金の配当・残余財産の分配について内容の異なる定めをした株式(会法108①一二)
いずれか一方(または双方)について、他の種類の株式よりも優先的な地位が与えられる株式(優先株)、劣後的な地位を与えられている株式(劣後株)、標準である株式(普通株)がある。
- (2) 議決権制限株式(会法108①三)
ある種類の株式は株主総会の決議事項の全てについて議決権を有する(議決権普通株式)が、他の種類の株式は一切の事項につき議決権を有しない(完全無議決権株式)、あるいは、一定の事項についてのみ議決権を有する(一部議決権制限株式)と、することができる。
公開会社において、議決権制限株式の数が発行済株式総数の1/2を超えたときは、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の1/2以下にするための必要な措置をとらなければならない(会法115)。
- (3) 譲渡制限株式(会法108①四)
譲渡による株式の取得について会社の承認を要する株式である。
- (4) 取得請求権付株式(会法108①五)
株主が、発行会社に対して、その保有する株式の取得を請求することができる株式である。取得の対価は金銭に限られず、金銭以外の財産、その他の種類の株式でもよい。
- (5) 取得条項付株式(会法108①六)
会社が、一定の事由が生じたことを条件として、株式を取得することができる株式である。取得の対価は金銭に限られず、金銭以外の財産、その他の種類の株式でもよい。
- (6) 全部取得条項付株式(会法108①七)
会社が、株主総会の特別決議により、その種類の株式全部を取得できる株式である。
- (7) 拒否権付株式(会法108①八)
株主総会または取締役会において決議すべき事項について、その決議のほかに、その種類の株式の種類株主総会の決議があることを必要とすると定められた株式である。

発行できる会社が限定されておらず、拒否権の対象とすべき事項も法定されていない。
⇒ 公開会社であっても、この種類株式の株主は取締役や監査役の選任を拒否できる。

- (8) 取締役または監査役選任権付株式(会法108①九)
その種類の株式の種類株主総会において、取締役または監査役を選任することができる株式である(会計参与や会計監査人は、必要性が乏しいので対象外)。
この株式を発行した場合には、取締役・監査役の選任は、各種類の株主総会単位で行なわれ、全体の総会では行なわれない(会法347)。

公開会社および委員会設置会社では、不可

※ 定款にその旨の記載があれば、実際にその種類の株式を発行していなくとも、種類株式発行会社である。

2. 定款記載事項(会法108②)

種類株式を発行する場合には、以下の事項および発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。

ただし、種類株主が受ける配当額等の一定の事項については、その内容の要綱を定めておき、その種類株式を初めて発行する時までに、株主総会または取締役会(非設置会社では株主総会)の決議で具体的な内容を定める旨を定款で定めることができる(会法108③)。

- (1) 剰余金の配当・残余財産の分配について内容の異なる株式(会法108②一、二)
 - ① 剰余金の配当について、その種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件、その他剰余金の配当に関する取扱内容
 - ② その種類の株主に交付する残余財産の価額の決定の方法、その残余財産の種類その他残余財産の分配に関する取扱内容
- (2) 議決権制限株式(会法108②三)
 - ① 株主総会において議決権を行使することができる事項
 - ② その種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件
- (3) 譲渡制限株式(会法108②四)
 - ① その種類の株式についての会法107②一に定める事項
- (4) 取得請求権付株式(会法108②五)
 - ① その種類の株式についての会法107②二に定める事項
 - ② その種類の株式1株の取得と引換えに、その株式会社の他の株式を交付するときは、
その他の株式の種類と種類ごとの数(またはその算定方法)
- (5) 取得条項付株式(会法108②六)
 - ① その種類の株式についての会法107②三に定める事項
 - ② その種類の株式1株の取得と引換えに、その株式会社の他の株式を交付するときは、
その他の株式の種類と種類ごとの数(またはその算定方法)
- (6) 全部取得条項付株式(会法108②七)
 - ① 会法171①一に規定する取得対価の価額の決定の方法
 - ② その株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定めるときは、その条件
- (7) 拒否権付株式(会法108②八)
 - ① その種類株主総会の決議があることを必要とする事項
 - ② その種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件
- (8) 取締役または監査役選任権付株式(会法108②九)
 - ① その種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任すること及び選任する取締役または監査役の数
 - ② 上の定めにより選任することができる取締役または監査役の全部または一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは、その他の種類株主の有する株式の種規および共同して選任する取締役または監査役の数
 - ③ 上に掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件およびその条件が成就した場合における変更後の事項
 - ④ そのほか、法務省令で定める事項

※ 会社法または定款で定めた取締役や監査役の員数を欠いた場合に、その員数の取締役や監査役を選任することができないときには、この定めは廃止されたものとみなす(会法112)。

3-3 株主名簿

1 【株主名簿制度】

1. 意義および趣旨

株主名簿とは、株主および株券に関する事項を明らかにするため、作成を要する帳簿である。株式会社では多数の株主が存在し、この株主は株式の譲渡により会社と無関係にその地位が変動する。そこで、会社の事務処理上の便宜のため、会社にとって誰が株主かを決定する基準として、株主名簿制度が採用されている。

2. 株主名簿記載事項(会法121)

株主名簿には、次の事項を記載(または記録)しなければならない。

- ①株主の氏名(または名称)および住所
- ②株主の有する株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類及び種類ごとの数)
- ③株主が株式を取得した日
- ④株券発行会社である場合は、株主の所有株式(株券が発行されているものに限る)の株券番号

3. 記載事項を記載した書面の交付(会法122)

株券不発行会社では、株主名簿上の株主は、株式会社に対し、株主名簿記載事項を記載した書面の交付(または株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供)を求めることができる。

この書面(または電磁的記録)には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社では、代表執行役)が署名(または記名押印等)しなければならない。

4. 事務の委託(会法123)

株式会社に代わって株主名簿の作成および備置その他の株主名簿に関する事務を行う者を株主名簿管理人という。

株式会社は、株主名簿管理人を置く旨を定款で定め、これら事務を委託することができる。

5. 基準日

(1) 基準日の設定(会法124①②③)

株式会社は、基準日を定めて、基準日に株主名簿に記載(または記録)されている株主である基準日株主を、その権利を行使することができる者と定めることができる。この場合、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利の内容を定めなければならない。

また、基準日の2週間前までに、基準日および基準日株主が行使できる権利の内容を公告しなければならない(定款にこれらの事項について定めがあるときは、不要)。

(2) 会社からの権利行使の許容(会法124④)

基準日株主が行使できる権利が株主総会(または種類株主総会)における議決権である場合には、株式会社は、基準日後に株式を取得した者の全部(または一部)をその権利を行使することができる者と定めることができる(ただし、基準日株主の権利を害する場合には不可)。

6. 株主名簿の閲覧

(1) 株主名簿の備置と閲覧(会法125①②)

株式会社は、株主名簿を本店(株主名簿管理人がある場合には、その営業所)に備置しなければならない。

株主および債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、その理由を明らかにして、株主名簿の閲覧・謄写等の請求をすることができる。

なお、会社は、一定の事由があるときは、この請求を拒むことができる(会法125③)。

(2) 親会社の社員による閲覧(会法125④⑤)

親会社の社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、子会社の株主名簿の閲覧・謄写等を請求することができる。この場合も、親会社の株主は、その請求の理由を明らかにしてしなければならない。

なお、裁判所は、一定の事由があるときは、この請求を許可することはできない。

7. 株主に対する通知等

(1) 株主に対する通知または催告(会法126①②)

株主に対する通知または催告は、株主名簿に記載(または記録)した株主の住所等にあてて発送すればよい。

この通知(または催告)は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。

(2) 株式が共有状態の場合(会法126③④)

株式が共有状態の場合には、共有者は株式会社からの通知(または催告)を受領する者1人を定め、株式会社にその者の氏名(または名称)を通知しなければならない。

この通知がない場合には、株式会社は、共有者のうちの1人に対して、通知(または催告)をすれば足りる。

3-4 株式の譲渡

1 【株式譲渡自由の原則(会法127)】

1. 必要性和許容性

株主の責任は間接有限責任であり、会社債権者に対しては他に何の責任も負わない。そのため、会社法は会社債権者を保護するべく、資本制度を定めて会社財産の確保を図り、出資の払戻しによる投下資本の回収は原則として認めていない。

一方、株主を保護する必要もあり、払戻し以外の方法での投下資本回収の手段が必要となる。株式会社では株主の有限責任に呼応して会社の所有と経営が分離しており、株主の個性は全く問題とならず、また、株主の変動は会社債権者に何らの不利益をもたらすものではない。

そこで、株式の譲渡を自由にしておき、株主の資本回収の手段としている。

2. 閉鎖会社(公開会社でない会社)

閉鎖会社では必ずしも所有と経営が分離していないので、株式譲渡を自由にしておく必要性和許容性の論拠はあてはまらない。そのため、会社法は、株式の譲渡に関する制限事項を加えることを許容している。

2 【株式の譲渡方法と株主名簿との関係】

1. 株券不発行会社(会法130①)

株券不発行会社においては、当事者の意思表示だけで株式を譲渡することができるが、株式を取得した者の氏名(または名称)および住所を株主名簿に記載(または記録)しなければ、株式の譲渡を株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2. 株券発行会社(会法130①②)

株券発行会社においては、原則として、株券を交付しなければ、株式譲渡の効力を生じない。さらに、株式を取得した者の氏名(または名称)および住所を株主名簿に記載(または記録)しなければ、株式の譲渡を株式会社に対抗することができない。

ただし、自己株式の処分については、株券を交付しなくても、その効力が生じる(会法128)。

譲渡の方法		株券不発行会社	株券発行会社(例外)
		当事者の意思表示	当事者の意思表示 + 株券の交付
対抗要件	対会社 対第三者	株主名簿の名義書換	株券の占有

3 【株主名簿の名義書換の手続】

1. 譲渡制限株式以外

(1) 通常の場合(会法133①②、会規22)

株式取得者は、株式の発行会社に対し、株主名簿の名義書換請求をすることができる。この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、株主として株主名簿に記載等された者(またはその相続人その他の一般承継人)と共同してしなければならない(株券発行会社の場合には、株券を呈示して名義書換請求ができる)。

(2) 自己株式の処分の場合

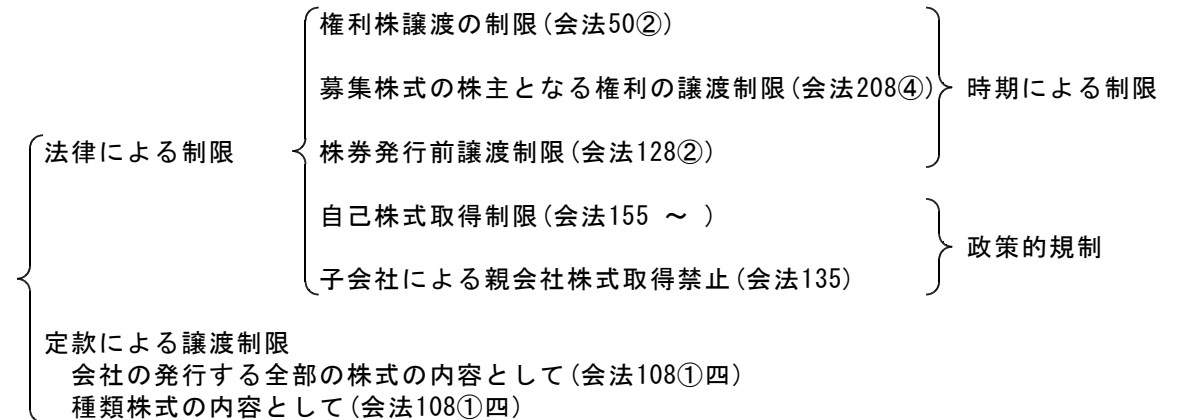
株式会社が自己株式を処分した場合には、その株式の株主に関する株主名簿記載事項を株主名簿に記載(または記録)しなければならない。

したがって、株式取得者は、発行会社に対し、株主名簿の名義書換請求をする必要はない。

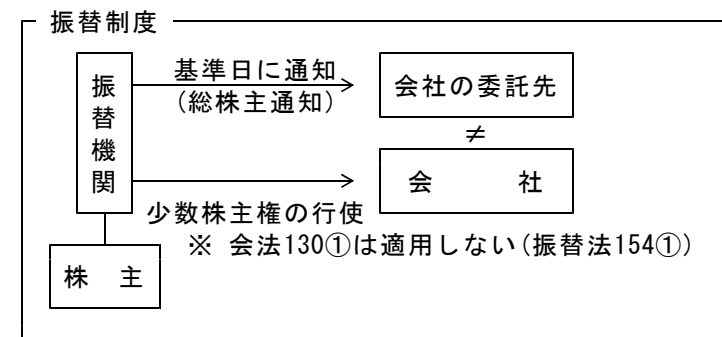
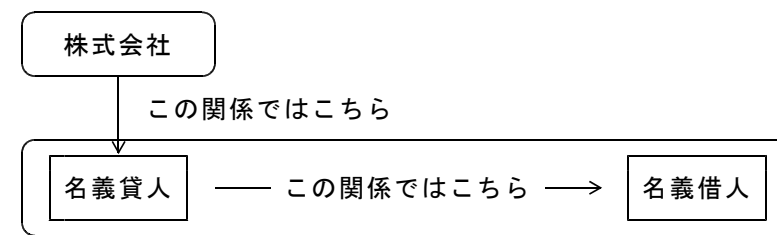
2. 譲渡制限株式(会法134、会法136、会法137、会法140④)

譲渡制限株式の取得者は、譲渡承認を受けている場合や相続等による場合を除き、株主名簿の名義書換請求はできず、譲渡承認請求をしなければならない。

4 【株式の譲渡制限】



※ 名義借による株式の発行



【最高裁昭和35年9月15日判決】
 名義書換失念中株主割当による募集株式の発行があった場合、株式の割当を受ける権利は、譲渡当事者間にあっても譲渡人に帰属する。

5【法律による譲渡制限】

1. 出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡制限

(1) 内容および趣旨(会法35)

出資をすることにより設立時発行株式の株主となる権利は、独立の経済的価値を有するので譲渡の対象になり得る。

しかし、設立時の株式発行事務の渋滞を防止する目的のために、会社法は「株式会社に対抗することができない」として、譲渡に制限を加えている。

(2) 本条に違反した権利株譲渡の効力

① 当事者間の関係

当事者間では有効(会社に対抗することができない)。

② 会社に対する関係

会社に対抗できない。

③ 会社側からの許容

「会社に対抗することができない」ので、会社側からの許容は可能。

(法の趣旨は会社の便宜の保護にあり、会社が自らの利益を放棄することは自由である)

2. 権利株譲渡制限

(1) 内容および趣旨(会法50②、会法208④)

株主となる権利のことを権利株といい、権利株は、独立の経済的価値を有するので譲渡の対象となり得る。

しかし、設立時あるいは株式募集時の株式発行事務の渋滞を防止する目的のために、会社法は「株式会社に対抗することができない」として、譲渡に制限を加えている。

(2) 本条に違反した権利株譲渡の効力

出資をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡制限に同じ。

3. 株券発行前の譲渡制限

(1) 内容および趣旨(会法128②)

株券が発行されていなくても、株式自体に独立の経済的価値があるので、株式は譲渡の対象になり得る。

しかし、株券発行事務の渋滞を防止する目的のために、会社法は「株券発行会社に対し、その効力を生じない」として否定している。

(2) 本条違反の株式譲渡の効力

① 当事者間の関係

条文上「会社に対し」であるから、反対解釈により当事者間では有効になる。

② 会社に対する関係

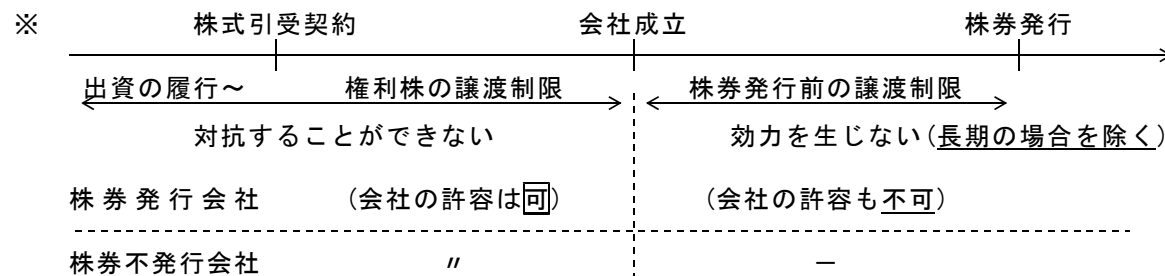
条文上「その効力を生じない」であるから、譲渡は無効である。

③ 会社側からの許容

「効力を生じない」のであり、無効なものは会社側から認めることはできず、許容は不可。

(3) 株券長期不発行の場合

会社が長期間株券を発行しない場合には会法128②の適用はなく、実質的権利関係に従って、譲受人を株主として扱わなければならない(最判昭47.11.8)。



【最高裁昭和47年11月8日判決】

会社が株券の発行を不当に遅滞し、信義則に照らして株式譲渡の効力を否定するのを相当としない状況に至ったときは、株券発行前であっても、株主は、意思表示のみにより、会社に対する関係でも有効に株式を譲渡することができる。

6【定款による譲渡制限】

1. 内容(会法107①一、会法108①四)

株式会社は、その発行する株式の全部(または一部)の内容として、譲渡によるその株式の取得について、発行会社の承認を要する旨を定款で定めることができる。

2. 定款記載事項

(1) 発行する全部の株式の内容として譲渡制限を定める場合

- ①株式を譲渡により取得することについてその株式会社の承認を要する旨(会法107①一)
- ②一定の場合において、株式会社が会法136または会法137①の承認をしたものとみなすときは、その旨及びその一定の場合(会法107②一)

(2) 発行する一部の株式の内容として譲渡制限を定める場合

- ①株式を譲渡により取得することについてその株式会社の承認を要する旨(会法108①四)
- ②一定の場合において、株式会社が会法136または会法137①の承認をしたものとみなすときは、その旨及びその一定の場合(会法108②四、会法107②一)

定款の記載例

- ①一定の場合には、取締役会の承認を要しないこと(会法107②一、会法108②四)
「譲受人が株主である場合には、会社は承認したものとみなす。」
⇒ 株主以外の者に対する譲渡が制限される
- ②先買権者をあらかじめ指定しておくこと(会法140⑤但書)
「指定買取人を株式会社〇〇〇〇とする。」

3. 利害関係者保護規定

(1) 発行する全部の株式の内容として新たに譲渡制限を設ける定款変更

- ①株主総会の「特殊決議」が必要である(会法309③一)。
- ②反対する株主には、株式買取請求権が認められる(会法116①一)。

(2) 種類株式発行会社が、ある種類の株式の内容として新たに譲渡制限を設ける定款変更

- ①次の種類株主総会の「特殊決議」が必要である(会法111②、会法324③一)。
(⇒ 全部取得条項付株式の時は「特別決議」)
・譲渡制限を設ける種類の株式の種類株主によって構成される種類株主総会
・取得請求権付株式の取得と引換に交付される株式に譲渡制限を設けるときには、
取得請求権付株式の株主によって構成される種類株主総会
・取得条項付株式の取得と引換に交付される株式に譲渡制限を設けるときには、
取得条項付株式の株主によって構成される種類株主総会
- ②反対する種類株主には、株式買取請求権が認められる(会法116①二)。

(3) 登記による公示(会法911③七)および株券への記載(会法216①三四)

会社が譲渡制限を設けた場合は、登記により公示し、かつ、株券に記載しなければならない。
会社が登記を怠った場合には、善意の第三者は保護される(会法908前段)。
なお、登記はなしたが株券への記載を怠った場合は、相手方は悪意が擬制されるのが本来であるが(会法908後段)、株式譲渡にあたり登記を閲覧することは期待できない以上、会法908後段の「正当な事由」が存在するものとして、善意の第三者は保護される(判例)。

4. 譲渡制限に違反した株式譲渡の効力

会社に対する関係では無効であるが、当事者間では有効であると考え(判例・通説)。

※ 譲渡が承認されても、株式の名義書換は、原則として共同作業である。

5. 承認の請求と決定

(1) 株主からの請求(会法136、会法138①一)

株主は、譲渡制限株式を他人(発行会社を除く)に譲渡するとき、以下の事項を明らかにして、株式会社に対し、譲受者がその株式を取得することを承認するか否かの決定を請求することができる。

- ①譲り渡そうとする株式の数(種類株式発行会社では、その株式の種類と種類ごとの数)
- ②その株式を譲受ける者の氏名(または名称)
- ③承認をしない場合には株式会社(または指定買取人)に株式買取請求をするときは、その旨

(2) 株式取得者からの請求(会法137、会法138①二)

譲渡制限株式の取得者は、利害関係者の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、その株主として株主名簿に記載等された者(またはその相続人その他の一般承継人)と共同で以下の事項を明らかにして、株式会社に対し、その株式の取得を承認するか否かの決定を請求することができる。

- ①取得した株式の数(種類株式発行会社では、その株式の種類と種類ごとの数)
- ②株式取得者の氏名(または名称)
- ③承認をしない場合には株式会社(または指定買取人)に株式買取請求をするときは、その旨

(3) 承認等の決定と通知(会法139、会法140⑤)

請求を承認するか否かの決定、指定買取人の指定は、取締役会(非設置会社では、株主総会)決議によらなければならない(定款規定による、代表取締役や株主総会も可)。
また、株式会社は譲渡等承認請求者に対し、決定の内容を通知をしなければならない。

6. 株式会社または指定買取人による買取り

(1) 譲渡等承認請求者への通知等(会法140①②④、会法141①②、会法142①②、会法309②)

次の事項を株主総会の特別決議で定め、純資産価額を基に算定した金額を供託し、請求人に通知および供託を証する書面を交付しなければならない。
なお、譲渡等承認請求者は、他の株主の全部が議決権を行使することができない場合を除き、この株主総会において議決権を行使することができない(会法140③)。

- ①株式会社(または取締役会の決議による指定買取人)が対象株式を買取る旨
- ②買取る対象株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)

(2) 株券の供託等(会法141③④、会法142③④、会法143)

対象株式が株券発行会社の株式である場合には、譲渡等承認請求者は、交付を受けた日から1週間以内に株券を供託しなければならず、しなかったときは株式会社(または指定買取人)は売買契約を解除することができる。
また、譲渡等承認請求者は、株式会社(または指定買取人)の買取通知を受けた後は、各々の者の承諾を得た場合に限り、譲渡等承認請求を撤回することができる。

(3) 売買価格の決定(会法144)

株式会社(または指定買取人)と譲渡等承認請求者との協議によるが、買取通知があった日から20日以内は、裁判所に売買価格決定の申立ができる(ないときは、純資産価額を基に算定)。

(4) 会社が承認したとみなされる場合(会法145)

譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときを除き、次の場合には、株式会社は譲渡の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

- ①請求日から2週間(定款による短縮可)以内に承認するか否かの通知をしなかった場合
- ②請求不承認の通知の日から40日(定款による短縮可)以内に買取通知をしなかった場合等
- ③その他法務省令で定める場合

3-5 株式の担保化

1【質入れ】

1. 株券不発行会社

(1) 質権の設定(会法146①)

当事者間の合意により、株式に質権を設定することができる。

(2) 登録株式質権(会法147①)

質権の設定に加えて、株主名簿に質権者の氏名(または名称)および住所を記載(または記録)しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

(3) 株主名簿の記載等(会法148)

質権設定者は、株式会社に対して、次の事項を株主名簿に記載(または記録)することを請求することができる。

①質権者の氏名(または名称)および住所

②質権の目的である株式

(4) 株主名簿の記載事項等の記載書面の交付(会法149)

登録株式質権者は、自己について株主名簿に記載(または記録)された事項を記載した書面の交付(またはその事項を記録した電磁的記録の提供)を請求することができる。

この書面には、株式会社の代表取締役(委員会設置会社では、代表執行役)が署名等しなければならない。

2. 株券発行会社

(1) 質権の設定(会法146)

当事者間の合意および株券の交付により、株式に質権を設定することができる。

(2) 登録株式質権(会法147①)

質権の設定に加えて、株主名簿に質権者の氏名(または名称)および住所を記載(または記録)し、かつ継続して株券を占有しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

(3) 株主名簿の記載等(会法148)

株券不発行会社と同じ。

(4) 株主名簿の記載事項等の記載書面の交付(会法149④)

株券発行会社には、適用されない。

担保の種類		設定手続	
		株券不発行会社	株券発行会社
質権	略式	質権設定の合意	質権設定の合意 + 株券の交付
	登録	質権設定の合意 + 株主名簿への記載(記録)	質権設定の合意 + 株券の継続占有 + 株主名簿への記載(記録)

2【譲渡担保】

1. 株券不発行会社

(1) 略式

当事者間の合意により、株式に譲渡担保権を設定することができる。

(2) 登録譲渡担保(会法130①、会法133)

譲渡担保権の設定に加えて、株主名簿に譲渡担保権者の氏名(または名称)および住所を記載(または記録)しなければ、株式会社その他の第三者に対抗できない。

(3) 株主名簿の記載等(会法133)

登録譲渡担保権者は、株式会社との関係では株式取得者であるから、株式会社に対し、その株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載(または記録)することを請求することができる。

(4) 株主名簿の記載事項等の記載書面の交付(会法122)

登録譲渡担保権者は、株式会社との関係では株主名簿上の株主であるから、株主名簿記載事項を記載した書面の交付等を求めることができる。

2. 株券発行会社

(1) 略式(会法128①)

当事者間の合意および株券の交付により、株式に譲渡担保権を設定することができる。

(2) 登録譲渡担保(会法130①、会法133)

(3) 株主名簿の記載等(会法133)

(4) 株主名簿の記載事項等の記載書面の交付(会法122)

株券不発行会社と同じ

担保の種類		設定手続	
		株券廃止会社	株券発行会社
譲渡担保権	略式	譲渡担保権設定の合意	譲渡担保権設定の合意 + 株券の交付
	登録	譲渡担保権設定の合意 + 株主名簿の名義書換	譲渡担保権設定の合意 + 株主名簿の名義書換 + 株券の交付

3-6 自己株式の取得

1【自己株式総説】

1. 自己株式の取得についての規制

(1) 自己株式の取得によって生じる危険性

- ① 会社の財産的基礎を害するおそれがある(資本維持)
資本金にあたる会社財産を財源とした自己株式の取得は、実質的には出資の払戻と同様の結果となり、債権者の利益を害するおそれがある。
- ② 株主平等原則に反する
一部の株主のみから買受けると、株主相互間の投下資本回収の機会に不平等を生じさせる。
- ③ 株式取引の公正を害する
自己株式の買受けによる株価操作や内部者取引により、一般投資家を害するおそれがある。
- ④ 会社支配の公正を害する
自己株式の買受けにより、より少ない株式数で経営者の意見を通すことができるようになる。また、反対派株主から買受けることにより取締役や執行役による会社支配が完成され、維持されてしまう。

(2) 自己株式が取得できる場合と財源規制(会法155)

以下の場合に限り、株式会社は自己株式を取得することができる。なお、株式会社が任意に自己株式を取得する場合には、分配可能な剰余金がなければならない。

取得事由		財源規制
1	取得請求権付株式の取得(会法166①、107②二)	会法166①但書
2	取得条項付株式の取得(会法170①、会法107②三)	会法170⑤
3	譲渡制限株式について、譲渡を承認しない場合の買取請求(会法138①一ハ、二ハ)	会法461①一
4	株主との合意による取得(会法156①ほか)	会法461①二、三
5	全部取得条項付種類株式の取得(会法171①)	会法461①四
6	譲渡制限株式の相続人等に対する売渡し請求による取得(会法176①)	会法461①五
7	所在不明株主の株式の競売に代えて売却を行う場合の買取(会法197③各号)	会法461①六
8	1株に満たない端数の合計数に相当する数の株式の競売に代えて売却を行う場合の買取(会法234④各号)	会法461①七
9	単元未満株式の買取請求による買取り(会法192①)	た
10	組織 他の子会社の事業の全部を譲受ける場合においてその会社が有する当社の株式を取得する場合	
11	再 合併後消滅する会社から自己株式を承継する場合	
12	編 吸収分割をする会社から自己株式を承継する場合	
13	譲渡制限株式への定款変更(会法116①一) 全部取得条項付種類株式への定款変更(会法116①二) 無償で取得する場合、その他の場合(会規27)	

2. 適法に取得された自己株式の地位

(1) 共 益 権(会法308②)

会社が自己の管理運営を行うのは背理であり、会社支配の公正を害するおそれがあるので、共益権はない。

(2) 自 益 権

- ① 配当が翌事業年度の営業外収益として計上されると、投資家に収益力に関する誤解を与えるおそれがあるので、剰余金配当請求権はない(会法453、会法454③)。
- ② 分配が際限なく繰返されることになるため、残余財産分配請求権もない(会法504③)。
- ③ 株式の無償割当、募集株式の株主割当もない(会法186②、会法202②)。
- ④ 株式併合と株式分割については適用される(会法182、会法184参照)。

3. 子会社による親会社株式の取得についての規制

(1) 内容および趣旨(会法135①)

親会社と子会社には経済的一体性があるため、子会社による親会社株式の取得は実質的には資本の払戻しと同じである。また、親会社と子会社は支配・従属関係にあることから、親会社が子会社に自己の株式を取得させることによって不当な株価操作や投機的行為を行い、また、親会社の経営者の支配的地位の固定化をはかることも可能となる。
このように、子会社による親会社株式の取得には親会社自身による自己株式の取得と同様の弊害が生じ得るため、子会社による親会社株式の取得は、原則として禁止されている。

(2) 例外的に取得が認められる場合(会法135②)

- ① 他の子会社(外国会社を含む。)の事業の全部を譲り受ける場合において、その会社の有する親会社株式を譲り受ける場合
- ② 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合
- ③ 吸収分割により他の子会社から親会社株式を承継する場合
- ④ 新設分割により他の子会社から親会社株式を承継する場合
- ⑤ 連結配当規制適用会社での子会社間の親会社株式の取得、その他、会規23で定める場合

ただし、相当の時期に処分しなければならない(会法135③)。

※ 子会社の組織再編行為時に親会社株式の割当を行うために取得する場合も可(会法800①)。この場合のみ、相当の時期の処分は要請されていない(会法800②)。

(3) 罰 則(会法976十)

違反した場合には、取締役等は100万円以下の過料に処せられる。

※ 新株予約権は株式ではなく債権であるので、子会社による親会社の新株予約権の取得には、制限がない。

4. 適法に取得された子会社保有親会社株式の地位

(1) 共 益 権

- ① 親会社の支配の公正を害するおそれがあるので、議決権はない(会法308①、会法325)。
- ② その他の共益権で議決権を前提とするものは認められていない。
ex. 株主提案権(会法303)、株主総会招集権(会法297)、
総会検査役選任請求権(会法306①)、会計帳簿閲覧謄写請求権(会法433①)、
会社の業務財産状況調査のための検査役選任請求権(会法358①)、等々
親会社の株主総会への出席や質問等も一切不可。

(2) 自 益 権

子会社はあくまでも独立の法人格者であることや、会社債権者保護の見地から、自益権は認められている。

2【株主との合意による自己株式の取得】

1. 株主全員に申し込みの機会を与える場合

(1) 取得事項の決定(会法156①、会法309②二)

株主総会の普通決議により、あらかじめ次の事項を決定しなければならない。

- ①取得する株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)
- ②引換えに交付する金銭等(その株式会社の株式等を除く)の内容およびその総額
- ③株式を取得することができる期間(1年以内)

(2) 取得価額等の決定(会法157)

株式会社は、取得の都度、取締役会(非設置会社では、取締役)の決議により、以下の事項を定めなければならない(決議ごとに、均等に)。

- ①取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類および数)
- ②引換えに交付する金銭等の内容および数(もしくは額)またはこれらの算定方法
- ③引換えに交付する金銭等の総額
- ④株式の譲渡しの申込期日

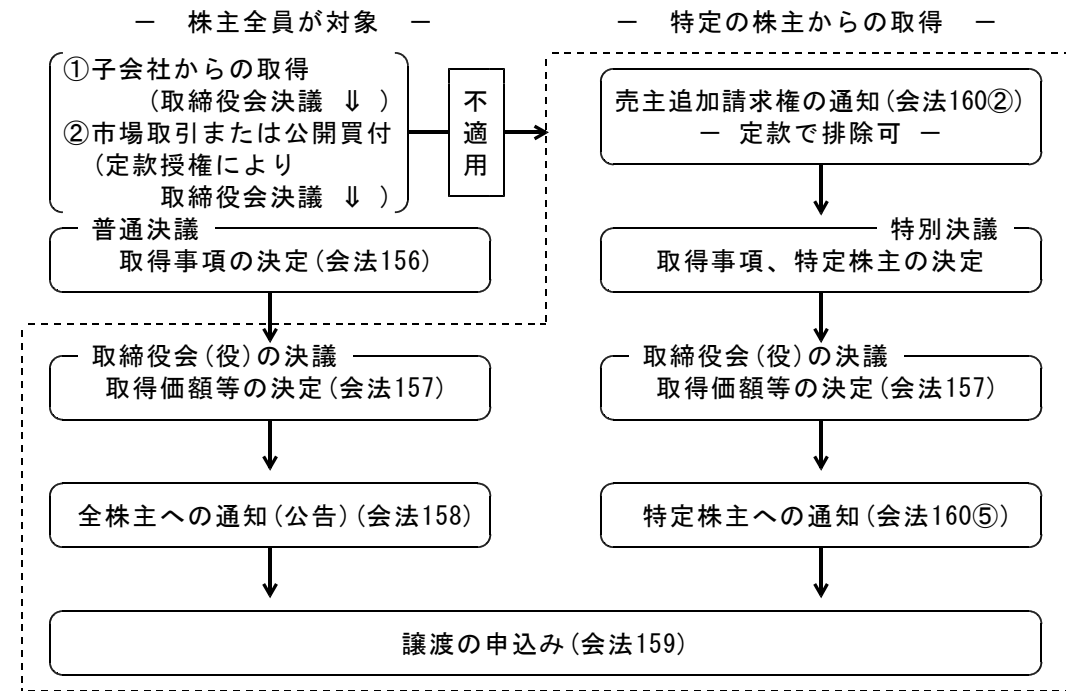
(3) 株主に対する通知(会法158)

株式会社は、株主(種類株式発行会社では、取得する種類の種類株主)に対し、取得価額等の事項を通知しなければならない(公開会社では公告でも可)。

(4) 譲渡の申込み(会法159)

通知を受けた株主は、対象とする株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類および数)を明らかにして、株式譲渡の申込みをすることができる。

株式会社は、株式譲渡の申込期日において、株主が申込みをした株式の譲受を承諾したものとみなす。ただし、申込株式の総数が取得する株式の数を超えるときは、按分した結果の株式の譲受を承諾したものとみなす。



2. 特定の株主からの取得の場合

(1) 株主総会の特別決議(会法160①、会法309②二括弧書)

株主総会の特別決議により、あらかじめ以下の事項を決定しなければならない。

- ①取得する株式の数(種類株式発行会社では株式の種類と種類ごとの数)
 - ②引換えに交付する金銭等(その株式会社の株式等を除く)の内容およびその総額
 - ③株式を取得することができる期間(1年を超えることができない)
- } 会法156①

&

④会法157に定める条件(取得価額等)の通知を、特定の株主に対して行うこと

※ 決議の対象となる特定の株主は、この株主総会での議決権行使ができない(会法160④)。

(2) 他の株主に対する売主追加請求権の付与

①株主の売主追加請求権の通知(会法160②③、会規28、会規29)

株式会社は、株主総会において上記の決定をしようとするときは、1~2週間前までに、株主(種類株式発行会社では、その種類の種類株主)に対して、会法158の通知を受ける特定の株主に自己を加えて株主総会の議案とすることが株主総会の3~5日前まで請求できる旨を通知しなければならない。

②株主への通知(会法160⑤)

会法158による通知は、株主総会の特別決議により決定された、特定の株主に対して行う。

(3) 株主の売主追加請求権が適用されない場合

①市場価格のある株式の場合(会法161、会規30)

・市場価格のある株式であり、かつ、直近の取引価格を超えないとき

②相続人等からの株式取得の場合(会法162)

・閉鎖会社の株式であり、かつ、株主総会等で議決権を行使していない一般承継した株式

③定款による排除の場合(会法164)

株式会社は、定款で、売主追加請求権を認めない旨を定めることができる。なお、新たにこの規定を設ける転換の変更には、株主全員の同意が必要。

3. 会法157から会法160までの規定の不適用

(1) 子会社から自己株式を取得する場合(会法163)

会法156①の事項は、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)で決定する。

(2) 市場取引または公開買付により自己株式を取得する場合(会法165)

会法156①の事項を株主総会の普通決議で決定するだけでよい。また、取締役会設置会社では定款による取締役会決議への授權ができる。

4. 財源による規制(会法461①二、三)

株主に対して交付する金銭等(その会社の株式を除く)の帳簿価額の総額は、取得日における剰余金の分配可能額を超えてはならない。

5. 刑事上の効果(会法963⑤一)

取締役等が全社の計算で不正に自己株式を取得したときは刑事罰が科される。

③【取得請求権付株式の取得】

1. 株主の取得請求(会法166)

取得請求権付株式の株主は、対象とする株式の数(種類株式発行会社では、取得請求権付株式の種類と種類ごとの数)を明らかにして、発行会社に対して、自己の有する取得請求権付株式の取得を請求することができる。

株券発行されているときには、株主はこの請求の際、その株式の株券を株式会社提出しなければならない。

2. 財源による規制(会法166①但書)

株式会社が取得と引換えに一定の財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が、取得請求日の剰余金の分配可能額を超えているときは、株主は取得請求をすることができない。

3. 効力の発生

(1) 取得請求権付株式の取得(会法167①)

株式会社は、株主からの取得請求日に、取得請求権付株式を取得する。

(2) 取得請求をした株主の地位(会法167②)

取得請求をした株主は、取得請求日に定款の定めに従って交付される資産に応じ、それぞれ次の者となる。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ①その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。) | 社債権者 |
| ②その株式会社の株主予約権(新株予約権付社債を除く。) | 新株予約権者 |
| ③その株式会社の株主予約権付社債 | 新株予約権付社債権者 |
| ④その株式会社の他の種類の株式 | 他の種類の株式の株主 |

4. 端数の処理(会法167③)

株主に交付する他の株式の数に1株未満の端数があるときは、これを切り捨てる。この場合において、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、1株あたりの価額は次の各々に定める額とし、差額は金銭を交付しなければならない。

- | | |
|----------------------|-----------------------------------|
| ①その株式が市場価格のある株式である場合 | その株式1株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額 |
| ②上記以外の場合 | 1株当たり純資産額(社債・新株予約権の場合は法務省令で定める額) |

※ 株主に交付する社債・新株予約権に端数がある場合も同様とする(会法167④)。

④【取得条項付株式の取得】

1. 取得する日の決定(会法168)

株式会社は、株式会社が定める日の到来をもって取得条項付株式を取得する定めがあるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)により、これを定めなければならない

株式会社は、取得条項付株式の株主および登録株式質権者に対し、その日の2週間前までに、その日を通知しなければならない(公告でも可)。

2. 取得する株式の決定(会法169)

株式会社は、取得事由が生じた日に取得条項付株式の一部を取得する定めがあるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)により、取得する株式を定めなければならない。

株式会社は、取得することを決定した取得条項付株式の株主およびその登録株式質権者に対し、直ちにその株式を取得する旨を通知しなければならない(公告でも可)。

3. 財源による規制(会法170⑤)

株式会社が取得と引換えに一定の財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が、取得事由が生じた日における剰余金の分配可能額を超えているときは、株式会社は、その株式を取得することができない。

4. 効力の発生

(1) 取得条項付株式の取得(会法170①)

株式会社は、取得事由が生じた日に取得条項付株式を取得する。ただし、取得事由が生じた日にその一部を取得する定めがあるときは、次のいずれか遅い日に、これを取得する。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ①取得事由が生じた日 | ②取得条項付株式の株主等に対する通知(または公告)日から2週間を経過した日 |
|------------|---------------------------------------|

(2) 取得条項付株式の株主の地位(会法170②)

取得条項付株式の株主は、取得事由が生じた日に定款の定めに従って交付される資産に応じ、それぞれ次の者となる。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ①その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。) | 社債権者 |
| ②その株式会社の株主予約権(新株予約権付社債を除く。) | 新株予約権者 |
| ③その株式会社の株主予約権付社債 | 新株予約権付社債権者 |
| ④その株式会社の他の種類の株式 | 他の種類の株式の株主 |

5. 株式会社からの通知(会法170③④)

株式会社は、取得事由が生じた後遅滞なく、取得条項付株式の株主およびその登録株式質権者に対し、取得事由が生じた旨を通知しなければならない(公告でも可)。

ただし、株式会社が定める取得日を通知等している場合には、この通知(または公告)は不要。

6. 定款の変更

(1) 全部の株式を取得条項付株式とする場合等(会法110)

会社が、定款を変更して全部の株式を取得条項付株式とする場合、または取得条項付株式に関する事項の定款変更(廃止を除く。)をする場合(種類株式発行会社である場合を除く。)には、株主全員の同意を得なければならない。

(2) ある種類の株式を取得条項付株式とする場合等(会法111①)

種類株式発行会社が、ある種類の株式の発行後に、定款を変更してその種類の株式を取得条項付株式とする場合、または取得条項付株式に関する事項の定款変更(廃止を除く。)をする場合には、その種類株式の株主全員の同意を得なければならない。

5【全部取得条項付種類株式の取得】

1. 取得に関する事項の決定(会法171、会法309②三)

全部取得条項付種類株式の発行会社は、株主総会の特別決議により、以下の事項を定め、この種類株式の全部を取得することができる(種類株主総会の決議は不要)。

取締役は、この株主総会で、この取得が必要な理由を説明しなければならない。

①株式の取得と引換えに交付する金銭等についての次の事項

- ・その株式会社の株式
 - その株式の種類と種類ごとの数(またはその数の算定方法)
- ・その株式会社の社債(新株予約権付社債を除く。)
 - その社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
- ・その株式会社の新株予約権(新株予約権付社債を除く。)
 - その新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
- ・その株式会社の新株予約権付社債
 - その新株予約権付社債の種類と種類ごとの各社債の金額の合計額(またはその算定方法)
 - その新株予約権付社債に付された新株予約権の内容および数(またはその算定方法)
- ・その株式会社の株式等以外の財産
 - その財産の内容および数または額(もしくはこれらの算定方法)

②全部取得条項付種類株式の株主に対して交付する金銭等の割当に関する事項

③会社が全部取得条項付種類株式を取得する日(取得日)

2. 財源による規制(会法461①四)

株主に対して交付する金銭等(その会社の株式を除く。)の帳簿価額の総額は、取得日における剰余金の分配可能額を超えてはならない。

3. 裁判所に対する価格決定の申立(会法172)

株主総会に先立って取得に反対する旨を会社に通知し、かつ、株主総会において反対した株主、または、この株主総会において議決権を行使できない株主は、株主総会の日から20日以内に、裁判所に対し、株式の取得価格の決定の申立てをすることができる。

株式会社は、裁判所が決定した価格に対し、取得日後の年6%の利払をしなければならない。

4. 効力の発生

(1) 全部取得条項付種類株式の取得(会法173①)

株式会社は、取得日に全部取得条項付種類株式の全部を取得する。

(2) 全部取得条項付株式の株主(会法173①)

全部取得条項付株式の株主は、取得日に株主総会の決議に従い、それぞれ次の者となる。

- | | |
|------------------------------------|------------|
| ①その会社の株式 | 株主 |
| ②その会社の社債(新株予約権付社債を除く。) | 社債権者 |
| ③その会社の <u>新株予約権</u> (新株予約権付社債を除く。) | 新株予約権者 |
| ④その会社の <u>新株予約権付社債</u> | 新株予約権付社債権者 |

5. 定款の変更(会法111②、会法324②)

種類株式発行会社が定款を変更し、ある種類の株式を全部取得条項付株式とする定款の定めを設けるには、次の種類株主総会の「特別決議」が必要である(譲渡制限の時は特殊決議)。

なお、反対する種類株主には、株式買取請求権が認められる(会法116①二)。

- ①全部取得条項付株式となる種類の株式の種類株主によって構成される種類株主総会
- ②会社が取得請求権付株式の取得と引換えにその会社の全部取得条項付株式を交付する場合
 - 取得請求権付株式の株主によって構成される種類株主総会
- ③会社が取得条項付株式の取得と引換えにその会社の全部取得条項付株式を交付する場合
 - 取得条項付株式の株主によって構成される種類株主総会

6【相続その他の一般承継人に対する売渡し請求】

1. 定款の定め(会法174)

株式会社は、相続その他の一般承継によりその株式会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、その株式を自己に売渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

2. 売渡の請求(会法175、会法176、会法309②三)

株式会社は、相続人等に対する売渡請求をすることができる旨の定款の定めがある場合には、その株式会社が相続その他の一般承継があったことを知った日から1年以内は、その都度、株主総会の特別決議により、以下の事項を定め、かつこれを明らかにして、自己への売渡請求をすることができる。なお、この売渡請求は、いつでも撤回することができる。

- ①売渡請求をする株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)
- ②売渡請求をする株式を有する株主の氏名(または名称)

※ 決議の対象となる株式の株主は、この株主総会での議決権行使ができない(会法175②)。

3. 財源による規制(会法461①五)

株主に対して交付する金銭等(その会社の株式を除く。)の帳簿価額の総額は、取得日における剰余金の分配可能額を超えてはならない。

4. 売買価格の決定

(1) 原則(会法177①)

原則として、株式会社と売渡請求を受けた株主との協議によって定める。

(2) 裁判所への申立て(会法177②④)

株式会社または売渡請求を受けた株主は、売渡請求があった日から20日以内に、裁判所に売買価格決定の申立をすることができる。このときは、この申立により裁判所が定めた額が株式の売買価格となる。

(3) 請求の失効(会法177⑤)

株式会社と売渡請求を受けた株主との協議が調わず、かつ、裁判所に対する売買価格の決定の申立もないときは、株式会社の売渡請求は効力を失う。

3-7 株式の消却、併合、分割、無償割当

①【株式の消却】

1. 意義

株式の消却とは、株式会社が、その存続中に、発行した株式を絶対的に消滅させることをいう。株式会社は、自己株式についてのみ、消却することができる。

2. 手続(会法178)

(1) 必要事項の決定(会法178)

自己株式を消却するときは、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)により以下の事項を定めなければならない。

①消却する自己株式の数(種類株式発行会社では、自己株式の種類と種類ごとの数)

※ 償却の結果、公開会社の発行可能株式総数が発行済株式総数の4倍を超えることとなってもこれを解消する措置をとる必要はない。

②【株式の併合】

1. 意義

株式の併合とは、株式会社が、数個の株式を併せて発行済株式総数を減少させることをいう。株式の併合は、全株式(種類株式発行会社では、種類ごと)について、一律かつ按分比例的に行なわれる。

2. 手続

(1) 必要事項の決定(会法180②③、会法309②四)

株式を併合するときは、その都度、株主総会の特別決議により、以下の事項を定めなければならない。

なお、取締役は、この株主総会で、株式を併合することが必要な理由を説明しなければならない。

①併合の割合

②株式併合の効力発生日

③種類株式発行会社では、併合する株式の種類(⇒種類ごとに行える)

(2) 株主等に対する通知等(会法181)

株式会社は、株式併合の効力発生日の2週間前までに、株主(種類株式発行会社では、併合する種類の種類株主)およびその登録株式質権者に対し、株主総会で決定した事項を通知しなければならない(公告でも可)。

(3) 効力の発生(会法182)

株主は、株主総会で定めた効力発生日に、その前日に有する株式(種類株式発行会社では、併合する種類の株式)の数に併合の割合を乗じた数の株式の株主となる。

(4) 種類株主の株式買取請求権(会法116①三イ)

種類株式発行会社では、株式の併合に反対する種類株主の株式買取請求権が認められている。

(5) 株券の提出に関する公告等(会法219①二)

株券発行会社では、全部の株式(種類株式発行会社では、併合する種類の株式)を効力発生日までに会社に提出しなければならない旨をその1月前までに公告等しなければならない。ただし、株式の全部について株券を発行していない場合を除く。

③【株式の分割】

1. 意義

株式の分割とは、株式会社が、既存の株式を細分し、発行済株式数を増加させることをいう。株式の「分割」であるから、同一種類の株式が増加する。したがって、明文の規定もないので、自己株式も分割の対象になる。

2. 手続

(1) 必要事項の決定(会法183②)

株式を分割するときは、その都度、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)により以下の事項を定めなければならない。

- ① 分割により増加する株式総数の、分割前の発行済株式(種類株式発行会社では、分割する種類株式の発行済株式)の総数に対する割合および分割の基準日
- ② 株式分割の効力発生日
- ③ 種類株式発行会社では、分割する株式の種類(⇒ 種類ごとに行える)

(2) 効力の発生(会法184)

基準日において株主名簿に記載(または記録)されている株主(種類株式発行会社では分割する種類株式の株主)は、効力発生日に、基準日に有する株式(種類株式発行会社では分割する種類株式)の数に分割の割合を乗じた数の株式を取得する。

(3) 1株未満の端数の精算(会法235①)

株式の分割により株式の数に1株に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じてその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない。

また、取締役会の決議(非設置会社では、取締役全員の同意)により、株式会社が端数の全部(または一部)を買取することもできる(財源規制あり)(会法235②、会法234④⑤)。

(4) 種類株主の株式買取請求権(会法116①三イ)

種類株式発行会社では、株式の分割に反対する種類株主の株式買取請求権が認められている。

3. 発行可能株式数に関する定款の変更(会法184②)

会社は、株主総会の決議によらないで、株式分割の効力発生日における発行可能株式総数を、その日の前日の発行可能株式総数に分割の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる(現に2以上の種類の株式を発行している会社は、株主総会の特別決議)。

④【株式無償割当】

1. 意義(会法185)

株式会社は、株主(種類株式発行会社では、ある種類の種類株主)に対して、新たに払込をさせないで、その株式会社の株式の割当て(株式無償割当)をすることができる。
自己株式は、株式分割の対象にはなるが、株式無償割当の対象から除外される(会法186②)。

2. 手続

(1) 必要事項の決定(会法186)

株式無償割当をするときは、その都度、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の普通決議)により、以下の事項を定めなければならない。

- ① 株主に割当てる株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類および種類ごとの数)、または、その数の算定方法(株主(種類株主)の保有株式数に応じた割当内容でなければならない)
- ② 株式無償割当の効力発生日
- ③ 種類株式発行会社では、無償割当を受ける株主の有する株式の種類(⇒ 種類ごとに行える)

(2) 効力の発生(会法187①)

株式無償割当を受けた株主は、効力発生日に、割当を受けた株式の株主となる。

(3) 株主等への通知(会法187②)

株式会社は、株式無償割当の効力発生日後遅滞なく、株主(種類株式発行会社では、割当を受ける種類株式の種類株主)および登録株式質権者に対し、その株主が割当を受けた株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)を通知しなければならない。

(4) 種類株主の株式買取請求権(会法116①三口)

種類株式発行会社では、株式無償割当に反対する種類株主の株式買取請求権が認められている。

3. 発行可能株式数に関する定款の変更

原則どおり、株主総会の特別決議が必要となる(「株式分割」のように単純に計算できないから)。

※ 株式の「割当」であるから、割当てる株式は新株でも自己株式でもよく、異なる種類の株式を(ある種類の株式に別の種類の株式を)割当てることもできる。

3-8 出資単位の調整等

1【単元株制度】

1. 定義(会法188、会規34)

単元株制度とは、定款で一定の数の株式をもって1単元の株式と定め、1単元の株式には株主総会(または種類株主総会)で1個の議決権を認めるが、1単元未満の株式には議決権を認めない制度である。なお、この1単元の株式の数は、1,000(および発行済株式の総数の200分の1)株を超えることができない。

また、種類株式発行会社では、単元株式数は株式の種類ごとに定めなければならない。

2. 単元未満株主の権利

(1) 原則(会法189①)

単元未満株主は、その有する単元未満株式について、株主総会等において議決権を行使することができない。

⇒ 議決権を前提とする総会出席権や質問権、議決権数を前提とする株主提案権等の少数株主権も認められない。

ただし、議決権数要件のない請求権や各種訴権は有する(⇒ 名義書換や株主代表訴訟は可)。

(2) 定款規定による単元未満株主の権利の制限(会法189②、会規35)

株式会社は、単元未満株主が、以下の権利以外の権利の全部(または一部)を行使することができない旨を定款で定めることができる。

- ①全部取得条項付種類株式の取得対価の交付を受ける権利
- ②取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
- ③株式無償割当を受ける権利
- ④単元未満株式の買取請求権
- ⑤残余財産の分配を受ける権利
- ⑥その他、法務省令で定める権利(定款や株主名簿等の閲覧請求権など)

(3) 譲渡の制限(会法189③)

株券発行会社は、単元未満株式の株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。この場合、株券が存在しないため、単元未満株式の譲渡はできない(会法128①)。

株券不発行会社では、譲渡により単元未満株式を取得した場合につき、名義書換請求を拒否することができる旨を定款で定めることができる(会法189②六、会規35①四)。

3. 単元株制度の採用

(1) 定款の変更(会法466、会法309②十一)

定款を変更して新たに単元株制度を採用する場合には、株主総会の特別決議が必要である。なお、取締役は、この株主総会において単元株式数を定めることが必要な理由を説明しなければならない(会法190)。

(2) 特例(会法191)

以下のいずれにも該当する場合には、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)により、単元株式数(種類株式発行会社では、各種類の株式の単元株式数)を増加し、または、単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更を行うことができる。

①株式の分割と同時に行うものである

②定款変更後の各株主の株式の数 \geq 定款変更前の各株主の株式の数を単元株式数で除した数 (単元株式数を定めている場合には、株式の数を単元株式数で除した数)

⇒ 各株主の議決権の数が変化しないときは、取締役会決議で可。

4. 単元株式数の減少または単元株制度の廃止(会社法195)

株式会社は、取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)により、定款を変更して単元株式数を減少し、または単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

株式会社は、この定款の変更をしたときは、その変更の効力発生の日以後遅滞なく、その株主(種類株式発行会社では、単元株式数を変更した種類の種類株主)に対し、定款の変更をした旨を通知しなければならない(公告でも可)。

※ 単元株式数の減少、廃止は、株主の議決権の増加をもたらし、株主に利益な変更なので、株主総会決議は不要。

2【单元未満株主の株式買取請求】

1. 单元未満株主の株式買取請求(会法192)

单元未満株主は、対象とする株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)を明らかにして、株式会社に対し、自己の有する单元未満株式を買取することを請求することができる(⇒原則は請求可)。

この買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、請求を撤回することができる。

2. 買取価格の決定(会法193①②④⑤)

(1) 市場価格のある株式の場合

单元未満株式の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

(2) 上記以外の場合

原則として、株式会社と单元未満株主との協議によるが、買取請求をした日から20日以内に、裁判所に価格決定の申立をすることができる。このときは、この申立により裁判所が定めた額が单元未満株式の価格となる。

株式会社と单元未満株主との協議が調わず、かつ、裁判所に対する価格決定の申立てがないときは、1株当たり純資産額に单元未満株式の数を乗じた額をその单元未満株式の価格とする。

3. 効力の発生(会法193⑥)

单元未満株式の買取は、株式の代金の支払のときに効力を生ずる。

4. 株券との引換え(会法193⑦)

株券発行全社は、株券が発行されている株式について单元未満株式の買取請求があったときは、株券と引換えに株式の代金を支払わなければならない。

3【单元未満株式売渡請求】

1. 单元未満株式売渡請求(会法194①②)

株式会社は、单元未満株主が株式会社に対して单元未満株式売渡請求をする、すなわち、单元未満株主が有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる旨を、定款で定めることができる(⇒原則は請求不可)。

この請求は、対象とする株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類と種類ごとの数)を明らかにして、しなければならない(单元未満株主の株式買取請求と同じ)。

2. 株式会社の売渡義務(会法194③)

单元未満株式売渡請求を受けた株式会社は、売渡請求を受けた单元未満株式の数に相当する数の株式を有しない場合を除き、自己株式をその单元未満株主に売り渡さなければならない。

3. 請求の撤回、売渡価格の決定および効力の発生

(1) 請求の撤回(会法194④、会法192③)

この売渡請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、請求を撤回することができる。

(2) 売渡価格の決定(会法194④、会法193①から会法193⑤)

单元未満株主の株式買取請求での買取価格の決定の規定を準用。

(3) 効力の発生(会法194④、会法193⑥)

单元未満株式の売渡は、株式の代金の支払のときに効力を生ずる。

4【その他】

1. 通知の省略

(1) 株主に対する通知(会法196①)

株主に対してする通知(または催告)が5年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、その株主に対する通知(または催告)は不要となり、以降、株式会社の義務の履行地は株式会社の本店となる(会法196②④)。

ただし、株主の権利に影響はないので、株式会社の剰余金の支払義務は消滅しない。

(2) 登録質権者への準用(会法196③)

これらの規定は、登録質権者にも準用される。

2. 株式の競売等(会法197)

所在不明株主の株式を競売して(会社が買受けることもできる)、その代金をその所在不明株主に支払うことができる(実際には所在不明なので、供託することになる。民494)。

なお、会社の買受けには、財源規制がある(会法461①六)。

	原則	定款に記載
買取請求(会法189)	不可 ⇒	可
売渡請求(会法194)	可 ⇒	不可

3-9 募集株式の発行

1 【募集株式の発行総説】

1. 募集株式の発行の意義

募集株式の発行とは、資金調達を目的として新株の発行や自己株式の処分を行うことをいう。

2. 募集株式の発行方法

会社法では、募集株式の発行は、株主割当と第三者割当(公募を含む)との2つに区分している。

(1) 株主割当

株主割当とは、募集株式を既存の株主の持株数に比例的に割り当てて発行することをいい、株主に株式の割当を受ける権利を与える方法で行なわれる。

(2) 第三者割当

①(狭義の)第三者割当

第三者割当とは、募集株式を既存の株主の持株数に比例的に割り当ててのではなく、取締役や従業員、取引先といった特定の第三者に割り当ててをいう。

株主が割当を受ける場合でも、持株に比例的に割り当ててなければ第三者割当となる。

②公募

公募とは、広く一般から株主を募集する方法であり、会社自らが募集する「直接募集」と、証券会社に委託して募集する「間接募集」とがある。

会社法では、公募は第三者割当に含まれる。

3. 募集株式の発行により既存株主が被る不利益とその保護

(1) 既存株主が被る不利益

①会社に対する持株比率の低下(会社支配面における不利益)

株主以外の者に新株が発行されると、既存株主は、持株比率が相対的に低下し、会社に対する支配力が弱まる。

②株価下落による経済的損失(経済的な不利益)

株主以外の者に対して市価を下回る価額で新株を発行すれば、すでに存在する株式の価格は下落する。

(2) 会社法における既存株主の保護(会法199②、会法309②五)

株主総会の特別決議により募集株式の発行事項を決定することが原則とされている。これは、募集株式の発行による持株比率の低下や株価下落による経済的損失の可否について株主に判断の機会を与えることで、株主の利益を守ろうとしたものである。

(3) 公開会社の特例

①持株比率の低下

資金調達の機動性を重視した結果、株主に募集株式の割当を受ける権利を保障しないことを原則とする立場をとり、例外的に会社の自主的判断によって取締役会の決議により株主に募集株式の割当を受ける権利を認めることができるとしている。

②株価下落による経済的損失

株主以外の第三者に対し「特に有利な金額である場合」には、原則どおり、株主総会の特別決議を要するとしている。

(4) 種類株式発行会社における譲渡制限株式の発行

譲渡制限株式を発行する種類株式発行会社において、譲渡制限株式の募集についての募集事項の決定またその決定の委任は、譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、その種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない(会法199④、会法200④)。これは、譲渡制限株式の株主の利益を守るためである。

2【募集株式の発行手続】

1. 第三者割当(公募を含む)の場合

(1) 募集事項の決定(会法199、会法309②五)

株式会社は、株式の引受者を募集するには、株主総会の特別決議で、その都度、以下の募集事項を均等に定めなければならない。

なお、募集株式の払込金額がその引受者に「特に有利な金額」である場合には、取締役は、その株主総会において、その払込金額での募集が必要な理由を説明しなければならない。

- ①募集株式の数(種類株式発行会社では、募集株式の種類および数)
- ②募集株式の払込金額(またはその算定方法)
- ③金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨ならびにその財産の内容および価額
- ④募集株式と引換えにする金銭の払込または出資する財産の給付の期日(またはその期間)
- ⑤株式を発行するときは、増加する資本金および資本準備金に関する事項

(2) 募集事項の決定の委任(会法200①②)

株主総会の特別決議により、払込期日(または払込期間の末日)が1年以内である募集株式の募集事項の決定を取締役会(非設置会社では、取締役)に委任することができるが、このとき、募集株式の数の上限および払込金額の下限を予めこの株主総会で決めておかななければならない。この払込金額の下限が募集株式の引受者に「特に有利な金額」である場合には、取締役は、その株主総会において、その払込金額での募集が必要な理由を説明しなければならない。

(3) 種類株式発行会社における譲渡制限株式の発行(会法199④、200④)

譲渡制限株式を発行する種類株式発行会社において、募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、募集事項の決定(またはその決定の委任)は、決議不要の定款の定めがある場合を除き、譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

(4) 募集事項の通知、申込、割当

①募集事項の通知(会法203①④)

募集株式の引受けの申込をしようとする者に対し、以下の事項を通知しなければならない(これらを記載した金商法に規定する目論見書を交付している等の場合は不要)。

- ・株式会社の商号
- ・募集事項
- ・金銭の払込をすべきときは、払込取扱場所
- ・その他、法務省令で定める事項

②申込(会法203②③)

募集株式の引受けの申込者は、以下の事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない(株式会社の承諾を得て、電磁的方法による提供も可)。

- ・申込者の氏名(または名称)および住所
- ・引受けようとする募集株式の数

③募集事項に変更があったとき(会法203⑤⑥⑦)

株式会社は、募集事項に変更があったときは、直ちにその旨および変更があった事項を申込者に通知しなければならない。通知(または催告)は申込者の住所にあてて発すれば足り、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされる。

④割当および通知(会法204、会法309②五)

株式会社は、申込者の中から募集株式の割当を受ける者と、その者に割当てる株式の数を定めなければならない。このとき、株式会社は申込者に割当てる株式の数を、引受けの申込数よりも減少することができる。

なお、募集株式が譲渡制限株式である場合には、割当の決定は、定款に別段の定めがない限り、取締役会の決議(非設置会社では、株主総会の特別決議)によらなければならない。

株式会社は払込期日(または払込期間の初日)の前日までに、申込者に対し、割当てた募集株式の数を通知しなければならない。

⑤総額引受の特則(会法205)

募集株式の引受者が総額引受を行う場合には、通知、申込および割当の規定は適用しない。

(5) 募集株式の引受人(会法206)

募集株式の申込人は、割当を受けた数(総額引受をした者は、引受けた数)の、募集株式の引受人となる。

(6) 現物出資の調査(会法207)

株式会社は、現物出資である場合には、設立時等と同様(会法33⑩参照)、以下のときを除き、裁判所に現物出資財産の価額の調査を行う検査役の選任を申立なければならない。

- ①募集株式引受人に割当てる株式の総数が、発行済株式総数の10分の1以下であるとき
- ②出資財産が500万円以下の少額財産(不動産を含む)、または市場価格のある有価証券
- ③弁護士等(ただし、以下に該当する者を除く)による評価証明を受けているとき
 - ・取締役、会計参与、監査役もしくは執行役または支配人その他の使用人
 - ・募集株式の引受人
 - ・業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ・弁護士法人等であって、その社員の半数以上が上のいずれかに該当するもの
- ④弁済期が到来している金銭債権で、出資額が額面を超えないもの

裁判所は、現物出資財産の価額が不当であるときは、これを変更する決定をしなければならない。このとき、募集株式の引受人は、その決定の確定後1週間以内に限り、その株式の引受(または総額引受)を取消することができる。

(7) 出資の履行(会法208)

募集株式の引受人は、払込期日(または払込期間内)に、株式会社が定めた払込の取扱場所において払込金額の全額の払込、あるいは、払込金額の全額に相当する現物出資財産の給付をしなければならない。また、この出資の履行をする債務と株式会社に対する債権との法定相殺をすることはできない(⇒DESは一方的意思表示でない合意相殺であるので、可)。

募集株式の引受人は、出資の履行をしないときは、出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を失う。

(8) 株主となる時期(会法209)

募集株式の引受人は、払込期日(払込期間が定められた場合は、出資履行日)に株主となる。

(9) 公開会社の特例(会法201)

①募集事項の決定機関(会法201①②、会法416④)

払込金額が募集株式の引受者に「特に有利な金額」である場合を除き、募集事項の決定は取締役会の決議による(委員会設置会社では、執行役への委任も可)。

「特に有利な金額」である場合には、原則どおり、株主総会の特別決議であるが、募集事項の決定を取締役会に委任することはできる(会法200①)。

②払込金額の決定方法(会法201②)

市場価格のある株式のときは、払込金額につき、適当な払込金額の決定方法でもよい。

③募集事項の通知(会法201③④⑤)

取締役会の決議で募集事項を決定したときは、払込期日(または払込期間の初日)の2週間前までに、株主に対し、募集事項を通知しなければならない(公告でも可)。

ただし、払込期日等の2週間前までに有価証券届出書を提出している場合、その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、この通知(または公告)は不要である。

(10) 登記(会法911③)

募集株式発行の効力が生じ、発行済株式総数、種類および数、資本金の額などの登記事項に変更が生じる。すでに効力の生じているこれらの事項を公示するべく、変更登記が必要。

2. 株主割当の場合

(1) 募集事項等の決定(会法202①③、会法199、会法309②五)

株式会社は、株主に、保有株式数に応じて募集株式の割当を受ける権利を与える場合には、株主総会の特別決議により、以下の募集事項と申込事項とを、均等に定めなければならない。ただし、取締役会の決議(または、取締役の決定)により定めることができる旨の定款規定があるときは、これによる。

- ①募集株式の数(種類株式発行会社では、募集株式の種類および数)
 - ②募集株式の払込金額(またはその算定方法)
 - ③金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨ならびにその財産の内容および価額
 - ④募集株式と引換えにする金銭の払込または出資する財産の給付の期日(またはその期間)
 - ⑤株式を発行するときは、増加する資本金および資本準備金に関する事項
- + -----
- ⑥株主に対し、申込をすることにより募集株式(種類株式発行会社では、その株主の有する種類の株式と同一の種類のもの)の割当を受ける権利を与える旨
 - ⑦募集株式の引受の申込期日

(2) 通知(会法202④)

株式会社は、株主割当に関する事項を定めた場合には、引受の申込期日の2週間前までに、株主に対し、以下の事項を通知しなければならない(すべての株主が対象なので、公告は不可)。

- ①募集事項
- ②株主が割当を受ける募集株式の数
- ③募集株式の引受の申込期日

(3) 割当を受けた株主の権利(会法202②)

株主(割当てる株式会社を除く)は、株式の数に応じて募集株式の割当を受ける権利を有する(1株未満の端数は切捨)。ただし、募集株式の引受の申込期日までに申込をしないときは、その株主は募集株式の割当を受ける権利を失う(会法204④)。

(4) 申込以下の手続

第三者割当(公募を含む)の場合と同じ。

(5) 公開会社の特例(会法201①、会法202③三、会法416④)

第三者割当(公募を含む)の場合と同じ。
 ⇒ 取締役会の決議で募集事項を決定する(委員会設置会社では、執行役への委任が可)。

③【募集株式の発行等に関する責任】

1. 株式引受人の責任

(1) 差額支払責任(会法212①一)⇒ **株価の問題**

取締役(委員会設置会社では、取締役または執行役)と通じて、著しく不公正な払込金額で募集株式を引受けた募集株式の引受人は、払込金額と募集株式の公正な価額との差額相当額を、会社に支払う義務を負う。
 ⇒ 通じていないのであれば、乖離があることを知っていても、支払義務はない。

(2) 不足額填補責任(会法212①二)⇒ **現物出資財産の価額の問題**

現物出資財産を給付した募集株式の引受人は、株主となった時点の現物出資財産の価額が、募集事項に定められた価額に著しく不足する場合は、その不足額を会社に支払う義務を負う。
 なお、その引受人は、著しい不足額が存在することにつき善意・無重過失であるときには、募集株式の引受申込(または総額引受契約の意思表示)を取消することができる(会法212②)。

2. 取締役等の責任

(1) 不足額填補責任(会法213①②)

以下の者は、給付した現物出資財産の価額が、募集事項に定められた価額に著しく不足するときには、その不足額を会社に支払う義務を負う。
 ただし、検査役の調査を受けていたとき、職務を行うにつき注意を怠らなかつたことを証明したときは、免責される。

- ①募集株式引受人の募集に関する職務に関与した業務執行取締役等
(委員会設置会社では、執行役)
- ②現物出資財産の価額の決定に関する株主総会に議案を提案した取締役等
- ③現物出資財産の価額の決定に関する取締役会に議案を提案した取締役等
(委員会設置会社では、取締役または執行役)

(2) 証明者の責任(会法213③)

現物出資財産の評価証明をした弁護士等は、不足額填補責任を負う。ただし、証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、免責される。

(3) 連帯責任(会法213④)

募集株式の引受人、業務執行取締役、現物出資財産の評価証明者の責任は、連帯責任である。

3. 株主代表訴訟(会法847①)

募集株式の引受人および取締役の責任は、責任追及等の訴えの対象となる。

		公開会社	閉鎖会社	
株主割当	通知	取締役会決議 (執行役への委任が可)	取締役会決議可 特別決議で 取会委任可	株主総会の 特別決議
	第三者割当 (公募を含む)			
	有利発行	有利発行の場合は、株主総会で理由説明が必要		

↑ 通知、または公告や有価証券報告書の提出

③【違法・不公正発行に対する措置】

1. 募集株式の発行等の差止め(会法210)

以下の場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は株式会社に対し、募集株式の発行等をやめることを請求することができる。

- ①募集株式の発行(または自己株式の処分)が法令または定款に違反する場合
- ②著しく不公正な方法により行われる場合

※ 差止請求は効力発生前であるから、取引の安全に配慮する必要はなく、差止事由を広く認めても問題はない。また、請求方法は訴えでなく、口頭でも書面でも良い。

2. 引受の無効または取消の主張の制限(会法211、会法102③)

設立時と同様、心裡留保(民93但書)および通謀虚偽表示(民94①)の規定は、募集株式の引受の申込、割当および総額引受契約についての意思表示について適用しない。

ただし、その株式についての権利を行使していなければ、株主となった日から1年以内は、錯誤を理由として引受の無効を主張し、または詐欺もしくは強迫を理由として引受の取消をすることができる(⇒ 設立時募集株式の場合は、会社成立後は一切不可)。

3. 新株発行・自己株式の処分の無効の訴え

(1) 無効主張期間の制限(会法828①二、三)

公開会社では、効力発生日から6月以内(閉鎖会社では、効力発生日から1年以内)に訴えを提起しなければならない。

(2) 無効主張権者の制限(会法828②二、三)

株主等(株主、取締役(執行役)、監査役、清算人)が訴えを提起できる。
⇒ 一般の債権者は含まれない(取締役の「第三者責任」による保護が図られる)

(3) 対世効(会法838)

法律関係の画一的確定のため、原告勝訴の判決の効力は第三者にも及ぶ。ただし、原告敗訴の場合は、一般原則どおり、判決の効力は訴訟当事者間にしか及ばない(民訴法115①一)。

(4) 無効の遡及効阻止(会法839)

無効判決には遡及効を認めていない。株式会社は判決確定時におけるその株式の株主に対し、払込を受けた金額(または給付を受けた財産の給付時における価額)に相当する金銭を支払わなければならない(会法840①、841①)。

なお、この金銭の額が判決確定時の会社財産の状況に照らして著しく不相当であるときは、裁判所は、判決確定日から6ヶ月以内であれば、会社(または株主)の申立により、その金額の増減を命じることができる(会法840②③、841②)

(5) 無効原因の制限

①多数説

取引の安全を重視する観点から、無効原因をなるべく少なくするよう解釈することが望ましい。したがって、重大な法令違反・定款違反に限定すべきである。

②具体的な無効原因

- ・法令・定款違反が外部から見て明らかかどうか
- ・株主の議決権比率の維持についての保護が侵害されている場合か
- ・有効とすると違法状態が継続するか
- ・株主に他の救済手段があるか

4. 新株発行等の不存在の確認の訴え(会法829①一、二)

新株の発行、自己株式の処分が存在しないことの確認を、(だれでも、いつでも)訴えをもって請求することができる。

	行為の無効の訴え (会法828)	新株発行等の不存在 (原則)
①公示を欠いてなされた新株発行 (会法201③④) ②定款に定めのない種類株式の発行 ③仮処分を無視してなされた新株発行	○	
誰が	株主等のみ	(誰でも)
いつまでに	効力発生日から 公開会社: 6月以内 閉鎖会社: 1年以内	(いつでも)
方法は	「訴え」をもって	(どんな方法でも)
結果は	対世効(会法838) 将来効(会法839)	(相対効) (遡及効)

* 株主等(会法828②一括弧書) 株主、取締役(、執行役)、(監査役)、清算人

※ 株主総会の特別決議を欠く第三者への有利発行 ⇒ 無効原因とはならない
資金調達を目的としない新株発行

【最高裁昭和36年3月31日判決】
新株発行は、株式会社の組織に関するものであるとはいえ、会社の業務執行に準じて取り扱われるものであるから、右会社を代表する権限のある取締役が新株を発行した以上、たとい新株発行に関する有効な取締役会の決議がなくても、右新株の発行は有効である。

【最高裁平成6年7月14日判決】
最高裁昭和36年3月31日判決の理は、新株が著しく不公正な方法により発行された場合であっても、異なるところがないものというべきである。

【最高裁昭和46年7月16日判決】
株式会社の代表取締役が新株を発行した場合には、右株式が、株主総会の特別決議を経ることなく、株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって発行されたものであっても、その瑕疵は、新株発行無効の原因とはならないものと解すべきである。

【最高裁平成9年1月28日判決】
新株発行に関する事項の公示は、株主が新株発行差止請求権を行使する機会を保障することを目的として会社に義務付けられたものであるから、新株発行に関する事項の公示を欠くことは、新株発行差止請求をしたとしても差止めの事由がないためにこれが許容されないと認められる場合でない限り、新株発行の無効原因となると解するのが相当である。

【最高裁平成5年12月16日判決】
新株発行差止の仮処分命令があるにもかかわらず、あえて右仮処分命令に違反して新株発行がなされた場合には、右仮処分命令違反は、新株発行無効の訴えの無効原因となるものと解するのが相当である(・ 株主の利益の保護を図る法の趣旨が没却されてしまう)。

3-10 株 券

①【株 券】

1. 株券の意義

有価証券とは、財産的価値のある私権を表章する証券であり、その権利の行使または移転に、証券の所持または交付を要する。株券は、株式を表章する有価証券である。

2. 株券の発行の要否(会法214)

株式会社は、その株式(種類株式発行会社では、全部の種類の株式)の株券を発行する旨を定款で定めることができる。

すなわち、会社法では株券を発行しないことが原則であり、株券を発行するには、定款でその旨を定めなければならない。

種類株式発行会社では、全ての種類の株式の株券を発行するか否かの選択になる。したがって、一部の種類の株式のみ株券を発行することはできない。

3. 株式の成立時期と効力発生時期

(1) 株式の成立時期

①会社設立時(会法49)

設立登記の時

②募集株式の募集時(会法209)

出資の履行期日(払込期間を定めたときは、出資の履行日)

(2) 株券の発行(会法215)

株券発行会社は、株式の発行日以後遅滞なく、その株式の株券を発行しなければならない。また、株式の併合または分割をした場合には、併合または分割の効力の発生日以後遅滞なく、併合または分割した株式の株券を発行しなければならない。

ただし、閉鎖会社では、株主から請求がある時まで株券を発行しないことができる。

(3) 株券の交付(会法129)

株券発行会社は、自己株式を処分した日以後遅滞なく、その自己株式を取得した者に対し、株券を交付しなければならない。

ただし、閉鎖会社である株券発行会社は、取得者から請求がある時までは、株券を交付しないことができる。

(4) 株券の効力発生時期

株主に交付したときに効力が生じる(最判昭40年11月16日)。

②【株式の動的安全保護(株式の有価証券化)】

1. 譲渡方法の簡易化(会法128①)

民法上、指名債権の譲渡には、譲渡人から債務者に対する通知(または債務者の承諾)が必要であり、この通知は内容証明郵便等で行われるため、数日間の時間を要する。

他方、株式は権利が有価証券に表章されているので、株式の譲渡に際して株券の交付を要件とすることで、二重譲渡を防止することができる。これによって、株式の譲渡方法が簡易化され、流通性が高まる。

そこで、会社法は、株券発行会社の株式の譲渡は、その株式の株券を交付しなければ、効力を生じないこととしている。ただし、自己株式の処分については、取引の安全性が損なわれるおそれがないので、株券の交付を要件としていない。

2. 譲渡の効力の強化

(1) 資格授与的効力(会法131①)

株券の占有者が必ずしも適法な占有者であるとは限らないが、株式の譲渡は株券の交付で行われることから、株券の占有者は、その株券の株式についての権利を適法に有するものと推定される。

(2) 免責的効力(手形法40③類推)

株券の占有者は適法な株主と推定されるから、相手方は株券の占有者が適法な株主でないことを証明できない限り、適法な株主として扱わなければならない。そこで、株券の占有者が適法な株主でないことを証明できない者が株券の占有者の請求に応じたときは、善意・無重過失である限り、これを免責することとした。

(3) 善意取得(会法131②)

株券の占有者は適法な株主であると推定されるので、株券の交付を受けた者は、交付をした者が無権利者であっても、善意かつ無重過失であれば、その株券の株式についての権利を取得する(権利者であれば承継取得、無権利者であれば原始取得)。

これによって、株式を譲受けようとする者は、譲渡人が真正な株券を占有しているかどうかだけを調査すれば足り、譲渡人が真の株主であるかどうかを調査する必要がなくなる。

※ 「善意・無重過失」とは、「株券の占有者が適法な株主ではないことを知らず、かつ、知らないことに著しい不注意がないこと」を意味するのではなく、「株券の占有者が適法な株主ではないことを証明できず(＝証拠が入手できず)、かつ、証明できないことに著しい不注意がないこと」を意味する。

【最高裁昭和40年11月16日判決】

本条(旧商法226条)にいう株式の発行とは、会社が(旧商法)225条所定の形式を具備した文書を株主に交付することをいい、株主に交付したとき初めてその文書が株券となる。

③【株式の静的安全保護】

1. 株式の静的安全を保護するための制度の必要性

株主が以下の不利益を被るおそれもあるので、これを保護する制度が設けられている。

- ① 株券を喪失すると株式の処分(譲渡・質入れ)ができなくなる(会法128①本文、会法146②)
- ② 資格授与的効力がなくなるので名義書換請求ができなくなる(会法131①、会法130)
- ③ 第三者が善意取得することによって株主権自体を失う(会法131②)。

2. 事前の制度

(1) 名義書換制度(会法130)

株主となった者は、株式会社に対し株券を提示して株主名簿の名義を変更すれば、その後の株主権の行使にあたっては株券を提示する必要はなく、株券を喪失する可能性は減少する。

(2) 株券不所持制度(会法217③④⑤)

株券発行会社の株主は、その株券発行会社に対し、対象とする株式の数(種類株式発行会社では、株式の種類および数)を明らかにして、自己の有する株式について株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

株券不所持の申出を受けた株式会社は、遅滞なく、その株式について株券を発行しない旨を株主名簿に記載(または記録)しなければならない。

この記載(または記録)をした時に、株券は無効となり、また同時に、株式会社はこの株式についての株券を発行することができなくなる。

なお、株券不所持の申出をした株主は、いつでも、会社に対し株券の発行を請求できるが、過去に株券が発行されていたときは、新株券の発行に要する費用は、その株主の負担となる。

株券不所持制度は、株券発行の有無にかかわらず、採用することができる。

3. 事後の制度(株券喪失登録)

(1) 株券喪失登録(会法223)

株券を喪失した者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、その株券について株券喪失登録の請求をすることができる。

(2) 株券喪失登録簿(会法221)

株券発行会社は、株券喪失登録簿を作成し、株券喪失登録の請求がなされたときは、これに以下の事項を記載(または記録)しなければならない。

- ① 喪失した株券の番号
- ② 株券喪失者の氏名(または名称)および住所
- ③ 喪失した株券の株主または登録株式質権者として株主名簿に記載・記録されている者の氏名(または名称)および住所
- ④ 株券喪失登録日

(3) 株券喪失登録の通知(会法224)

株券喪失登録がなされた場合に、株券喪失登録者と株主名簿上の名義人が異なるときは、株券発行会社は名義人に対して、以下の事項を通知しなければならない。

- ① 株券喪失登録をした旨
- ② 喪失株券の番号、
- ③ 喪失者の氏名または名称、住所
- ④ 株券喪失登録日

また、権利行使のために提出された株券が株券喪失登録されているときは、株券発行会社は、遅滞なく株券の提出者に対し、株券喪失登録がなされている旨を通知しなければならない。

(4) 登録異議の申請(会法225)

株券喪失登録のなされた株券を所持する者は、登録の翌日から1年以内に、法務省令に定めるところにより、株券発行会社に対し、株券喪失登録の抹消の申請をすることができる。なお、その申請をする者は、株券を会社に提出しなければならない。

株券発行会社は、登録抹消の申請があったときは、遅滞なく株券喪失登録者に申請者の氏名(または名称)、住所、株券の番号を通知し、この通知の日から2週間を経過した日に、株券喪失登録を抹消し、株券を抹消の請求者に返還しなければならない。

(5) 株券失効・再発行請求(会法228)

株券喪失登録がなされた株券は、登録が抹消された場合を除き、株券喪失登録がなされた日の翌日から1年を経過した日に無効となる。

その後、会社は株券喪失登録者に対し、株券を再発行しなければならない。

(6) 株券喪失登録の効力(会法230)

株券喪失登録がなされた場合、株券発行会社は、株券喪失登録が抹消されるか株券が失効するまで、名義書換をすることができない。また、株券発行会社は、登録抹消日後でなければ、株券を再発行できない。

株券喪失登録者と株主名簿上の名義人が異なるときは、その株式の株主は、登録抹消日までの間は、株主総会(または種類株主総会)において議決権を行使することができない。

⇒ 株主名簿上の名義人が株券喪失登録者であるときは議決権を行使できる。

(7) 株券喪失登録簿の備置き・閲覧等(会法231)

株券発行会社は、株券喪失登録簿を本店(または株主名簿管理人の営業所)に備え置かなければならない。営業時間内であれば、誰でも、株券喪失登録簿を閲覧(または謄写)の請求をすることができる。